

項目	宿泊収入(千円)	宿泊者数(人)	1人当たり宿泊収入(円)
平成11年度	48,377	17,140	2,822
平成12年度	65,762	19,957	3,295
増減額	17,385	2,806	473
増減率(%)	35.9%	16.4%	16.8%

(平成11年度、12年度「宿泊等の収入状況」)

宿泊者数は、平成11年度17,140人、平成12年度19,957人であり、対前年比較で約16%の増加、対する宿泊収入は約36%の増加となっている。青年会館によれば約2万人の宿泊者数が採算水準のことであり、平成12年度の宿泊者はその水準に近づいている。また、宿泊収入は宿泊者数以上の伸び率を示している。これは、利用料金の安い青少年割合が約76%から約67%に低下していることが背景にある。

平成12年度の稼働率は次のように推移している。表中の稼働率は、稼動客室数を全体の客室数で割り返したものである。なお、客室数は58室、通常の宿泊定員は99人である。

平成12年度													11年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	平均
32.1%	52.1%	42.0%	55.6%	60.4%	49.9%	40.2%	39.6%	34.4%	42.2%	27.1%	48.0%	44.7%	35.8%

平成12年度に宿泊施設の稼働率が50%を上回ったのは、5、7、8月の3か月のみである。平成11年度はオープン初年度のため、稼働率は低くなっている。

(7) 宿泊施設の利用目的別推移

ユースバルの利用は、特に青少年団体に限定せず、一般利用者にも開放されている。利用者別の宿泊者数の状況は次のとおりである。

利用者の種類	平成11年度		平成12年度	
	人数	割合	人数	割合
青少年団体	12,941	75.5%	13,330	66.8%
一般				
研修目的	1,701	9.9%	2,980	14.9%
その他	2,498	14.6%	3,647	18.3%
小計	4,199	24.5%	6,627	33.2%
合計	17,140	100.0%	19,957	100.0%

(平成11年度、12年度「宿泊者別調書」)

宿泊者を青少年団体と一般に分類すると、過去2年間、青少年団体は3分の2から4分の3程度を占めている。当初、青少年団体割合の目標を3分の2以上としていたことから、当初目標に沿った利用形態であるといえる。なお、ユースバルのパンフレットには、青少年教育だけ

でなく県民の様々な生涯学習の場として利用されることが記載されているが、条例の設置目的に直接は規定されていない。

5. 監査の結果

(1) 固定資産管理について

ア. 「備品原簿一覧表」(県所有) から金額の重要なものをサンプリングにより 11 件抽出し、現物と照合した。また、自動車については「備品原簿（自動車類）」記載の全 3 件について現物と照合した。

上記の監査手続の結果、利用中の 2 件を除きすべて台帳と現物は照合され、問題は認められなかった。なお、各備品に分類ラベルが添付されていないが、ラベルの添付が必要である。

イ. 「財団法人秋田県青年会館備品台帳」(青年会館所有) 記載の備品と「図書台帳」記載の図書について、平成 12 年度末の残高と青年会館の一般会計財産目録と照合した。

上記監査手続の結果、問題は認められなかった。

(2) 委託費の清算について

平成 12 年度の青年会館に対する委託費について、精算が適正に行われているかについて確認した。

上記監査手続の結果、委託費の精算及び県に対する剩余分の返還も適正に行われており、特に問題は認められなかった。

第4 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、秋田県と私との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書

1. 行政コストについて

県は年度毎に施設の収支状況を示す書類を作成しているが、作成基準が必ずしも統一されておらず、また、施設そのものの収支状況を明らかにするものとなっていない。

今回の外部監査にあたって、企業会計的手法の活用により、平成 12 年度の「行政コスト計算書」を 16 施設について作成し、施設の運営状況を把握した。各施設の「行政コスト計算書」を施設毎に記載し、また、16 施設の「行政コスト」を 1 表にまとめたものを別紙に記載している。

行政コストの算定に関し、その作成の前提条件及び作成方法は以下のとおりである。

(1) 資金収支を伴う人件費、物件費、委託費、利用料・手数料のほかに、資金収支を伴わない減価償却費、職員の退職給与引当金繰入等を加えた。

(2) 行政コストを

- I. 人にかかるコスト
- II. ものにかかるコスト
- III. 移転的なコスト
- IV. その他

に区分し、行政コストから使用料、手数料等の収入項目を控除した金額を、純行政コストと表示した。

(3) 人にかかるコストを、直接人件費と間接人件費に区分し、それぞれに人件費と退職給与引当金繰入等の細目を設けた。

- ① 直接人件費は、施設において直接業務に携わる職員の人件費で、県職員の人件費を含む。
(県が作成した収支計算書における人件費は、施設に勤務する臨時・パート職員の給与等であり、県職員の給与等を含んでいない。)
- ② 間接人件費は、県の本庁において、施設に係る業務を担当している職員の人件費であり、当該職員の施設に関する執務割合を算定し、計上している。
- ③ 退職給与引当金繰入等は、県職員の退職金要支給額増加額（平成 12 年度末要支給額－平成 11 年度末要支給額）を計上している。

(4) 減価償却費の計上基準は以下のとおりである。

- ① 建物、附属設備、構築物、車両並びに取得価額 50 万円以上の備品を減価償却の対象資産とした。
- ② 償却方法は定額法、耐用年数については、法人税法「減価償却資産の耐用年数等に関する

省令」に定める耐用年数を適用している。なお、残存価額は取得価額の10%である。

(5) 移転的なコストとは、施設が第3者を経由して行政サービスを提供したときに、施設が補助金、助成金等の形態で第3者に対して出捐したコストである。

(6) 「その他」には、県債の元利償還額のうち利子分を計上している。なお、地方交付税交付金によって、国から充当される予定額のうち利子分については、「公債費（利子分のみ）」から控除していない。行政コストのマイナス要因とすることは、施設本来のコストを過少に認識することになるからである。

2. 秋田県総合生活文化会館（アトリオン）

1. 自主事業の運営について

アトリオンは、芸術・文化の向上を目指す拠点であり、そのため音楽、美術の自主事業を開催している。しかし、自主事業の実施回数は平成11年度から減少しており、特に音楽の自主事業は平成10年度21回に対し、平成12年度12回と大幅に減少している。

音楽自主事業の実施回数が減少傾向にある理由として、県内の景気低迷によるチケットの販売不振・協賛金収入の減少等による収支の悪化が考えられるが、自主事業が本来的に赤字事業であることが最大の原因であると考えられる。

県の財政支出を抑える立場からは、自主事業の実施にブレーキがかかるのは止むを得ないが、一方、県の芸術・文化の拠点としてのレベルを維持する必要がある。このためには、県は入場者増加に結びつくあらゆる施策を実施し、入場料収入及び協賛金収入の増加に努力する必要がある。平成12年度のチケットの販売枚数が、客席数の62%（5,208枚/700席×12回）であることから、さらに入場者増に向けた営業努力が望まれる。

2. 県婦人会館に対する委託業務について

県はアトリオン6階の「こどもサロン」の管理運営業務を県婦人会館に委託している。

平成12年度の委託料は2,950,290円（消費税込み）であり、委託契約書に添付されている「仕様書」には、業務の内容として下記の事項が記載されている。

- ・ 利用時間中の室内の見廻り
- ・ 利用の指導
- ・ 子どもの保護者への管理指導
- ・ 環境美化
- ・ 安全な環境の確保
- ・ 設備、備品の管理、確認

・損傷等の報告

また、「委託事業実績報告」の内容は、委託契約に基づく事業が完了した旨と、下記の委託料請求額の内訳のみである。

人件費	223,000 円×12か月=2,676,000 円
諸経費	133,800 円
消費税	140,490 円
合計	2,950,290 円

県婦人会館に対する委託業務は、その性質上個々の業務内容を詳細に規定するのは若干難しい面もあると思われるが、他の委託契約書にくらべ業務の内容の具体性が極めて希薄であることは否めない。業務の具体的な内容を記載した取り決めを作成すべきである。

3. 当初収支計画と実績の比較

事業計画策定時に作成された中・長期の収支計画と実績との乖離を把握し、その原因を調査することは、事業遂行上有益であり、爾後の事業計画を検討する上で重要な資料となると思われるが、アトリオンにはかかる計画書は保存されていない。

開設当初の収支の検討は行われているが、中・長期の事業計画と実績との差異を慎重に比較、検討し、差異の原因分析をおこなうことも重要である。

4. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位:千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	90,157
(直接人件費)	90,157
人件費	89,726
退職給与引当金繰入等	431
(間接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
II. ものにかかるコスト	511,215
物件費	76,313
維持補修費	—
減価償却費	157,463
委託費 ※	277,439
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	—
公債費(利子分のみ)	—
A. 行政コスト計(I~IV)	601,372

収入項目（使用料・手数料等）	155,836
B. 収入 計	155,836
純行政コスト（A-B）	445,536

※ 委託費のうち、人件費は 32,330 千円である。

委託費には、女性センター開設に伴う改修費に対する委託費 26,544 千円が含まれていない。

3. 秋田県金属鉱業研修技術センター

1. ゲストハウスの利用率改善について

ゲストハウスの稼働率は 10~20% と低迷している。稼働率を高めるために宿泊対象者をゲストだけでなく、より多くの一般研修者が利用するよう予約方法、料金設定等の施策をさらに検討する必要がある。

2. 宿泊施設の利用割合について

宿泊施設について、研修者、講師、研究者等、施設の設置目的に適う利用割合を示す資料が作成されていない。施設の本来の目的による有効利用を測定するうえで、かかる資料が必要である。

3. 派遣人件費について

平成 12 年度における機関の職員は秋田県からの派遣職員が 6 名、小坂町からの派遣職員が 1 名、プロパーの職員が 2 名である。

県職員の給与手当については、県が支給するものと機関が支給するものに分かれる。

県が直接支給・・・給与基本給、期末手当、寒冷地手当

機関が支給 ・・・ 管理職手当、時間外手当、勤勉手当、単身赴任手当、通勤手当、
有害薬剤手当（県が委託費に含めて負担している。）

県が直接支給する派遣職員の給与手当は、機関の収支計算書には表示されない。このことから、県の支払う委託費が金属センターの管理運営に係る実際のコストを表さないという点で透明性に問題がある。

このような人件費負担は、公的支援に相当し、「第三セクターに関する指針（平成 11 年 5 月 20 日 旧自治省）」によると、地方財政の透明性を高めるために、第三セクターへの公的関与の内容について、積極的な情報開示に努めるべきであるとされている。この指針の趣旨は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が適用になる平成 14 年度以降も継続して適用されるものと思われる。

県は委託費と給与を合算したうえで金属センター運営のコストを把握する必要があり、機構も決算書の注記等により情報開示を行い、透明性を高めることが必要である。

4. 機構の業務の一部再委託について

機構が再委託している委託費は、平成 11 年度 6,377 千円、平成 12 年度 6,787 千円である。管理委託契約を締結している業者は平成 12 年度 17 社である。機構では財務規定に基づき、管理委託に関しては競争入札ではなく随意契約によっている。

平成 10 年度から平成 12 年度までの委託先をみると以下のとおりである。

業 務 内 容	業 者 名		
	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
1. 運転管理業務並びに本館内及び浄化槽施設の巡視点検	A社	A社	A社
2. 芝生管理	B社	B社	B社
3. 浄化槽維持管理	C社	C社	C社
4. 除雪	D社	D社	D社
5. 自家用電気工作物保安管理	E社	E社	E社
6. 空調設備等維持管理	F社	F社 ※	F社 ※
7. 建築物環境衛生管理	G社	G社 ※	Q社 ※
8. 消防用設備等点検	H社	H社	H社
9. 火災異常提供業務	I社	I社	I社
10. 構内交換電話設備保守	J社	J社	J社
11. 雪囲い	K社	K社	K社
12. センター施設清掃	L社	L社	L社
13. 池清掃	M社	M社 ※	M社
14. 床清掃	N社 ※	N社 ※	N社
15. 窓清掃	N社 ※	N社 ※	N社
16. 植栽維持	O社	O社 ※	O社
17. 煙検査	—	—	P社

表の※は見積り合せを実施した契約である。

機構の財務規定第 37 条において、「随意契約による場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴収しなければならない。」とあるので、特殊業務以外の業務委託については見積り合せを実施し、契約の適正性・経済性を図るべきである。

5. 平成 12 年度の行政コスト計算書

(単位: 千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	44,063
(直接人件費)	37,968
人件費	35,253
退職給与引当金繰入等	2,714
(間接人件費)	6,095
人件費	5,667
退職給与引当金繰入等	428
II. ものにかかるコスト	76,762
物件費	761
維持補修費	2,862
減価償却費	58,497
委託費 ※	14,640
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	19,147
公債費（利子分のみ）	19,147
A. 行政コスト計（I～IV）	139,974
収入項目（使用料・手数料等）	2,262
B. 収入計	2,262
純行政コスト（A-B）	137,711

※ 委託費のうち人件費は 6,181 千円である。

4. 秋田県生物資源総合開発利用センター

1. 宿泊施設（ホテルうたせ）の利用状況について

開設以来、40%前後の低稼働率で推移している。しかも平成 12 年度の宿泊者の内訳をみると一般宿泊者が約 91%を占めている。本来、宿泊施設は研修者を対象として設置されたものであるが、現実の利用状況は一般的宿泊施設とほとんど変わらない。本来、県の研修センターの宿泊施設は、研修者の宿泊の用に供するために設置されたものであり、一般的宿泊客の利用は、付随、補完的な意味をもつ。

周囲の宿泊施設の整備状況、当該施設の客室・食堂等の営業状況から、民間施設と競合する部分はそれほど多くはないと思われるが、宿泊つきの農業研修、宿泊つきの生態系公園の利用等を積極的に企画・促進し、研修者の利用率50%超を目標として努力する必要がある。

2. 当初事業計画の策定について

当初収入見込みと、運営が平年度ベースの数値を計上していると思われる平成6年度実績を比較すると下記のとおりである。

(単位：千円)

歳入項目	当初見込	平成6年度実績	増減
宿泊施設利用料	7,590	13,550	5,960
生態系公園使用料	4,710	1,603	△3,107
機器・研修室使用料	1,788	1,311	△ 477
行政財産目的外使用料	44	133	89
県庁舎入居団体費用（食堂賃貸料）	3,285	1,559	△1,726
その他	0	774	774
合 計	17,417	18,930	1,513

合計金額ではほぼ均衡しているが、個々の項目をみると大きな相違があり、収入の当初見込みの妥当性に問題がある。

なお、支出見込みに関する資料は保存されていなかった。開設当初の收支の検討は行われているようであるが、施設開設後において事業計画と実績を比較、検討することが重要である。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	117,514
(直接人件費)	117,514
人件費	110,629
退職給与引当金繰入等	6,885
(間接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
II. ものにかかるコスト	276,260
物件費	87,079
維持補修費	3,482
減価償却費	142,378
委託費(※)	43,321

III. 移転的なコスト	—
IV. その他	99,723
公債費（利子分のみ）	99,723
A. 行政コスト 計（I～IV）	493,497
収入項目（使用料・手数料等）	18,746
B. 収入 計	18,746
純行政コスト（A-B）	474,751

※ 委託費のうち、人件費は8,484千円である。

5. 秋田ふるさと村

1. 業務の一部再委託の契約方法について

(株)秋田ふるさと村では、管理業務の再委託契約についてはすべて随意契約によっているが、契約先の業者以外の業者から見積書を徴していない契約がみられる。県の財務規則に準じて、特殊業務を除きすべての契約について見積書を徴すべきである。

2. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘要	金額
I. 人にはかかるコスト	6,342
(直接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
(間接人件費)	6,342
人件費	5,871
退職給与引当金繰入等	471
II. ものにかかるコスト	768,900
物件費	—
維持補修費	33,945
減価償却費	325,108
委託費	409,847
III. 移転的なコスト	—

IV. その他	259,272
公債費（利子分のみ）※	259,272
A. 行政コスト 計 (I~IV)	1,034,514
収入項目（使用料・手数料等）	—
B. 収入 計	—
純行政コスト (A-B)	1,034,514

※ 公債使用料・手数料等利子は平成 12 年度の利子支払額 396,744 千円に
近代美術館の事業費を除いた事業費相当割合 65.35% を乗じて算出している。

6. 秋田県立近代美術館

1. 館蔵品（近代美術館所有の作品）の管理について

作品を損傷する危険性があるため、館外への貸出時及びその回収時を除き、定期的にすべての館蔵品について備品原簿との照合は実施していない。美術館の特殊性から、一概にすべての現物チェックを徹底すべきだということはできないが、サンプリングによる現物照合或いは館内の展示の際、照合等を実施し、館蔵品の管理についてより精度を高めるべくその方法を検討すべきである。

2. 他から借り受けた作品の展示上のリスクについて

企画展開催に際し他館より作品を借り受ける場合、作品の移動・展示作業、図録作成作業等を専門業者に委託している。受託業者は、他館から作品が移動を始めてから展示が終了し返還するまでの期間の盗難、損傷に備えて損害保険契約を締結している。また、展示作業に近代美術館の職員は関与していない。このため、委託契約上は近代美術館の管理責任の範囲を規定する条項はないが、展示中の損傷等についての不測の事態に対応するため、監視体制の一層の充実等の措置を徹底する必要がある。

3. 入館者の漸減傾向に対する対応

入館者数は平成 10 年度より 7 万人前後に落ち込んでいるが、これは全国的に博物館・美術館離れの傾向にある現在、地方美術館の平均的な入館者数である。しかも横手市の人口が 4 万人強であることを考えると相応に利用されているということができる。これは、県が様々な事業を実施して入館者の増加を図っていることが大きな要因であるが、近代美術館がふるさと村内に位置し、入村者を美術館に取り込めるメリットも無視できない。今後、入村者に対する美術館来館者の割